【タイ】タイ 商標法 仏暦 2565 年に基づく更新時の政府追加手数料の免除に関する省令について

2022 年 4 月 18 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ 商標法 仏暦 2565 年に基づく更新時の政府追加手数料の免除に関する省令についてのお知らせです。

タイ 商標法 仏暦 2565 年に基づく商標更新時の政府追加手数料の免除に関する省令が、2022 年 4 月 8 日付けの官報第 139 号、第 21 巻 Kor、8 ページに掲載された。概要は以下の通りである。
第 1 項：本省令は、官報に公告された日の翌日から施行する。
第 2 項：2022 年 9 月 30 日まで、商標法第 54 条第 2 段落に基づく商標、第 80 条に基づくサービス商標、第 81 条に基づく証明商標、第 94 条に基づく団体商標の更新に係る政府追加手数料 20%を免除する。

情報公開日
2022 年 4 月 8 日

URL 等
https://ratchakitcha2.soc.go.th/pdfdownload/?id=139A021N0000000000800

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。